

令和2年6月9日

校友会クラブ・同好会幹部 各位

学務部学生支援課  
医歯薬学総合研究科等学務課

課外活動の段階的な再開について（連絡）

みなさんには新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長期間にわたる課外活動の自粛にご協力いただきありがとうございました。

令和2年7月1日より、感染防止対策を最大限に取った上で、一部の活動のみを限定的に許可することとなりました。

ついては、活動を希望する校友会クラブ・同好会は、別紙1の内容を熟読し、Moodleで「COVID-19 感染予防、熱中症予防講習会」を所属構成員全員が受講した後、「正課外活動開始のための申請書」を作成し提出してください。

【COVID-19 感染予防、熱中症予防講習会】6月15日～6月21日

<https://moodle.el.okayama-u.ac.jp/course/view.php?id=122912>

講習会終了後、アンケートに必ず回答ください。

注：所属構成員全員の受講を確認するため、複数のクラブ・同好会に所属している場合は、複数回答してください。

【申請書類作成の注意点】

○「正課外活動開始のための申請書」（別紙様式1）は、7月1日～7月15日分の活動、7月16日～7月31日分の活動に分けて作成・提出してください。

○医学部分局及び歯学部分局の各団体については、「正課外活動開始のための申請書」に加えて次の書類も提出してください。

・「COVID-19 感染予防、熱中症予防講習会」を所属構成員全員が受講し、その内容を理解した旨の文書（別紙様式2）

【申請書類の提出先】 上記2種類の書類（別紙様式1及び2）を、学務部学生支援課及び医歯薬学総合研究科等学務課へメールにより提出してください。

・学務部学生支援課（文化・体育活動担当）宛

[dbe7184@adm.okayama-u.ac.jp](mailto:dbe7184@adm.okayama-u.ac.jp)

・医歯薬学総合研究科等学務課（学生支援担当）担当 宛

[ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp](mailto:ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp)

【提出期限】 7月1日からの活動再開を希望する場合は、6月26日（金）を期限とする。

【審査スケジュール】

6月22日（月）までに受け付けた書類

6月25日（木）申請団体に結果通知（修正項目の連絡を含む。）

6月24日（水）までに受け付けた書類（修正後、再提出の書類を含む。）

6月26日（金）申請団体に結果通知（修正項目の連絡を含む。）

6月26日（金）までに受け付けた書類（修正後、再提出の書類を含む。）

6月29日（月）申請団体に結果通知（修正項目の連絡を含む。）

6月27日（土）以降は、修正後再提出書類のみの審査

ただし、再提出期限を6月30日（火）13時とする。

6月30日（火）申請団体に結果通知（7月からの活動は不許可の連絡）

7月1日から活動を許可されない場合

7月16日からの活動許可の審査スケジュールを当該団体に通知します。

【注意事項】

7月1日に活動を許可した校友会クラブ・同好会においても、8月以降の活動については、7月下旬に審査します。審査書類は、「正課外活動開始のための申請書」に加えて記録・日誌等を提出してもらいます。

参加強要の事実が判明した場合、幹部を呼び出し厳重注意し、2度目の苦情があれば、一定期間の活動停止とし、再審査からスタートとなります。

## 別紙 1

### 正課外活動を再開するに当たっての感染症対策

- ・ 毎日検温し、以下の症状がある学生は、当日の活動を禁止する。
  - 平熱以上の発熱又は咳・喉の痛み等の風邪症状
  - 倦怠感又は呼吸困難等の自覚症状
  - 嗅覚又は味覚障害の自覚症状
- ・ 運動を伴う活動，楽器演奏，発声等を除いて，原則マスク着用を義務付ける。
- ・ いわゆる 3 密状態における活動を禁止する。
- ・ 他者との距離は 2 m（最低 1 m）を確保すること。
- ・ 密集する施設については分散利用すること。
- ・ 他者との接触，組み合い又は向かい合って発声する等の行為を禁止する。
- ・ 密閉する施設については，30 分ごとに 10 分間は換気を行うこと。
- ・ 当日の活動前と活動終了後（帰宅前）に，水と石けんを使用して 30 秒以上の丁寧な手洗いをを行うこと。（手指消毒薬の使用が望ましい。）
- ・ 用具等については，使用前に消毒を行うこと。
- ・ ゴミ（ティッシュペーパーやドリンクボトル等を含む）の処理・廃棄は，ビニール袋等に入れて，各自持ち帰ること。

### 許可する活動内容等

※上記 3 の感染症対策を十分取れたとき，限定的な活動再開を段階的に認める。

- ・ 体育会系クラブ・同好会  
活動開始許可日から 2～4 週間の練習は基本練習，体カトレーニングとし，練習時間を短縮し実施。上記期間後に感染状況，練習状況等を鑑み，本格的練習再開を許可
- ・ 文化系クラブ・同好会  
活動開始許可日から 2～4 週間は練習時間を短縮し，徐々に通常練習時間に移行を前提とする。
- ・ すべての本学正課外活動施設及び体育施設（沖元ボート艇庫及び牛窓ヨット艇庫を含む。）の利用
- ・ 学外施設（ホール，集会場，音楽スタジオ，体育館，グラウンド，テニスコート，水泳プール，アイススケートリンク，ジムカーナ場等）の利用
- ・ 他大学との共同練習（当該他大学が正課外活動を禁止していない場合に限る。）
- ・ 以下に掲げる新入生勧誘活動
  - 活動や練習等の見学・体験
  - 岡山大学校友会ホームページ及び各団体が独自に作成するホームページや SNS などによる新入生に向けた情報発信，Zoom 等を利用したオンライン説明会等。

### 許可しない活動内容等

- ・ 学内外での合宿，岡山県外への遠征等
- ・ スポーツ大会，対外試合，学外者との練習試合，コンサート，ライブ等への出場・参加
- ・ 本学校友会クラブ及び同好会の主催する前項のイベントや行事の開催
- ・ 団体として学内外で開催する飲食を伴う懇親会等
- ・ 以下の掲げる新入生勧誘活動
  - 不特定多数の新入生に対するチラシ配布
  - 学内外における飲食・会食

### 施設別利用上のガイドライン（医学部分局・歯学部分局）

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
部室，ミーティングルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスクを着用すること。</li> <li>・ 他者との距離は2 m（最低1 m）を確保し，対面とならないこと。</li> <li>・ 原則，出入口及び窓を開放すること。</li> <li>・ 換気扇が設置されている部屋は，必ず運転すること。</li> <li>・ 分散利用すること。</li> </ul>	【医学部分局・歯学部分局】 各団体
楽器等の演奏を行う部屋及び歌唱や発声を行う部屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他者との距離は2 m（最低1 m）を確保し，対面とならないこと。</li> <li>・ 演奏，歌唱，発声を行うときは，マスクを外すことを認めるが，対面とならないこと。</li> <li>・ 演奏，歌唱，発声を行うときは，出入口及び窓をすべて閉鎖すること。ただし，30分ごとに10分間は，演奏等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。</li> <li>・ 換気扇が設置されている部屋は，必ず運転すること。</li> <li>・ 分散利用すること。</li> </ul>	【医学部分局】 鹿田軽音楽部，岡山大学ピアノ部，SPF，animato
室内活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他者との距離は2 m（最低1 m）を確保し，対面とならないこと。</li> <li>・ 発声等を行うときは，マスクを外すことを認めるが，対面とならないこと。</li> <li>・ 大きな音を出すときを除き，出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが，それができない場合は，30分ごとに10分間は，演奏等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。</li> <li>・ 換気扇が設置されている部屋は，必ず運転すること。</li> <li>・ 分散利用すること。</li> </ul>	【医学部分局】 美術部，M・ESS，鹿田茶道部，鹿田写真部，OCSIA，OSAL，岡山大学医学部ラボサークル，国際医療勉強会 ILOHA，COMEs，鹿田書道サークル

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
屋内体育施設 (体育館, 武道場, 多目的ホール, プール, 学外施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との距離は2m(最低1m)を確保し, 対面としないこと。</li> <li>・発声や激しい運動を伴う活動においては, マスクを外すこととするが, 対面としないこと。</li> <li>・人と人とが接触する活動・練習・行為は禁止する。</li> <li>・出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが, それができない場合は, 30分ごとに10分間は, 運動等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。</li> <li>・換気扇が設置されている部屋は, 必ず運転すること。</li> </ul>	<p><b>【医学部分局】</b>            鹿田水泳部, バドミントン部, 男子バレーボール部, 男子バスケットボール部, 卓球部, 剣道部, 柔道部, 空手道部, 女子バレーボール部, 女子バスケットボール部, S.F.C, D.M.C,</p> <p><b>【歯学部分局】</b>            バスケットボール部, バドミントン部, 剣道部, ボウリング部, 卓球部</p>
クラブ棟トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との距離は2m(最低1m)を確保し, 対面としないこと。</li> <li>・発声や激しい運動を伴う活動においては, マスクを外すこととするが, 対面としないこと。</li> <li>・人と人とが接触する活動・練習・行為は禁止する。</li> <li>・出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが, それができない場合は, 30分ごとに10分間は, 運動等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。</li> <li>・換気扇が設置されている部屋は, 必ず運転すること。</li> <li>・分散利用すること。</li> </ul>	<p><b>【医学部分局・歯学部分局】</b>            各団体</p>
屋外体育施設 (グラウンド, テニスコート, プール, 弓道場, 学外施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との距離は2m(最低1m)を確保し, 対面としないこと。</li> <li>・発声や激しい運動を伴う活動においては, マスクを外すこととするが, 対面としないこと。</li> <li>・人と人とが接触する活動・練習・行為は禁止する。</li> </ul>	<p><b>【医学部分局】</b>            北アルプス三保診療班, 鹿田水泳部, 陸上競技部, ソフトテニス部, 硬式庭球部, 準硬式野球部, サッカー部, 弓道部, スキー部, ゴルフ部, S.F.C, JCS, 岡山大学医歯薬ラグビー同好会,</p> <p><b>【歯学部分局】</b>            硬式庭球部, 準公式野球部, サッカー部, 弓道部</p>
沖元ボート艇庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との距離は2m(最低1m)を確保し, 対面としないこと。</li> <li>・発声や激しい運動を伴う活動においては, マスクを外すこととするが, 対面としないこと。</li> <li>・人と人とが接触する活動・練習・行為は禁止する。</li> <li>・屋内においては, 出入口及び窓をすべて解放することを原則とする。</li> </ul>	<p><b>【医学部分局】</b>            漕艇部</p>

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
	<p>とするが、それができない場合は、30分ごとに10分間は、部屋の出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>換気扇が設置されている部屋は、必ず運転すること。</li> </ul>	

#### 各団体より提出する「正課外活動開始のための申請書」の内容

- ・顧問教員と相談し、「正課外活動を再開するに当たっての感染症対策」を参考に、準備物及び活動前・中・後の確認事項を作成すること。
- ・「正課外活動開始のための申請書」については、半月単位で作成するものとする。
- ・7月から限定的な活動を申請する場合は、7月前半、後半の「正課外活動開始のための申請書」を提出すること。
- ・8月以降の申請については、別途指示する。

#### 「正課外活動開始のための申請書」の確認及び許可

- ・各団体より提出された「正課外活動開始のための申請書」の内容を高大接続・学生支援センター学生支援部門の教員複数名で確認し、許可・不許可を決定する。
- ・活動を許可する場合でも、活動内容、参加者を特定できるような書類を作成することを各団体に要請する。
- ・活動開始を許可され各団体は、感染症対策、必要事項を使用する施設等に掲示するよう各団体に要請する。
- ・感染リスクのため参加したくない部員がいることを認識し、無理やり参加を強要しないこと。

2020年 月 日

## 正課外活動開始のための申請書（必須の記載事項について）

団体名：

代表者氏名：

副代表者氏名：

顧問教員名：

活動期間： 2020年 月 日～2020年 月 日

### I. 準備物および確認事項（以下の1）～12）は申請書に記載のこと）

- 1) 個人の健康状態，検温法（毎日記録）
- 2) 手洗い等の用具確保
- 3) 共有物品の消毒用具確保
- 4) 更衣時の三密回避法
- 5) 団体：活動内容，参加者氏名・人数（毎回記録）
- 6) 個人：活動内容，集団練習時の仲間（氏名），練習前後の接触者氏名（毎回記録）
- 7) 練習内容に伴う三密（密集，密接，密閉）回避法
- 8) 激しい身体活動時以外はマスク着用
- 9) ゴミ（ティッシュペーパー・ドリンクボトルを含む）の廃棄法
- 10) オンライン講習会（COVID-19，熱中症）受講終了者のみ活動参加可
- 11) 参加希望しない者への強制参加厳禁
- 12) ミーティングはオンラインで実施

### II. 活動前・中・後の準備・確認事項（記録）

#### 1. 活動前

の感染予防（以下の1）～6）は申請書に記載のこと）

- 1) 参加者の氏名，健康状態，体温の確認
- 2) 練習班（個人・集団練習の班）の練習メニュー，班員氏名の確認
- 3) 練習開始時刻・終了時刻の確認
- 4) 室内の換気時刻の確認
- 5) 部室での三密回避
- 6) 更衣室での三密回避：できるだけ自宅更衣
- 7) その他

2. 活動中のメニューと感染予防（以下のA～C）は申請書に記載のこと）

- A 準備運動メニューと三密回避（文化会系クラブ・サークルは不要）
- B 本練習メニューと三密回避
- C 整理運動メニューと三密回避（文化会系クラブ・サークルは不要）

3. 活動後の感染予防（以下の1）～3）は申請書に記載のこと）

- 1) ゴミの廃棄処理
- 2) 更衣時の三密回避
- 3) 部室での三密回避
- 4) その他

Ⅲ. その他（以下の1）～2）は各団体で作成し、申請書と併せて送付のこと）

- 1) 個人の記録用紙
- 2) 団体での記録用紙